２０　　年　　月　　日

株式会社　○○○○

従業員各位

**マイナンバー通知カードの厳重保管のお願い**

マイナンバー法の成立に伴い、平成27年10月より、住民票を有する全ての方にマイナンバーが通知されます。

住民票の所在地に書留郵便にて通知カードが送られてきます。

このマイナンバーは、平成28年1月以降、会社が行う社会保険の手続や年末調整などの公的な手続に、順次、記載が必要となります。従業員の皆様本人のマイナンバーだけでなく、その扶養親族の方のマイナンバーも必要になります。

マイナンバーの通知カードは今後、非常に重要なものですので、破棄することなく、厳重に保管するようにして下さい。

後日、今回郵送される通知カードの提示をして頂きます。その際には改めてお願いしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

**【個人番号カード申請について】**

今回の通知カード郵送の際には、「個人番号カードの交付申請書」が同封されています。

個人番号カードとは、マイナンバーが記載された顔写真入りのICカードです。今回同封される交付申請書に顔写真を添付し、返信すると後日、市町村の窓口で個人番号カードが交付されます。

（参　考）

参考までに、現在検討されているカードのデザインイメージは、以下の通りです。

|  |  |
| --- | --- |
| 通知カード平成27年10月～ | 個人番号カード平成28年1月～ |
| 画面の領域 | 画面の領域（表） | 画面の領域（裏） |
| 希望者は、初回は無料で、通知カードから個人番号カードへ切り替え可能。カードのデザインは仮のもの。 |

その他、マイナンバーについてのお問い合わせは、総務部までお願いいたします。

以上